

議案第 6 号

平成 1 4 年度新居浜市・別子山村合併協議会第 1 号補正予算について

平成 1 4 年度新居浜市・別子山村合併協議会第 1 号補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、別紙「平成 1 4 年度新居浜市・別子山村合併協議会第 1 号補正予算書」による。

平成 1 4 年 8 月 3 0 日

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算書

1. 歳入

単位：千円

款	項	補正前	補正額	計	摘 要
1 負担金	1 負担金	15,000	2,000	13,000	市村負担金 新居浜市 7,500 別子山村 5,500
2 国県補助金	1 国県補助金	0	2,000	2,000	愛媛県合併協議会運営費補助金
歳入合計		15,000		15,000	

協議第40号

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成14年8月30日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 4 1 号

各種事務事業（保健事業）の取扱いについて

各種事務事業（保健事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 8 月 3 0 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

各種事務事業（保健事業）の取扱いについて

- 1 保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。
- 2 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 4 2 号

電気供給事業の取扱いについて

電気供給事業の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 8 月 3 0 日 提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

電気供給事業の取扱いについて

別子山村森林組合が行っている電気供給事業については、住民生活基盤の確保のため、電気の安定供給体制の確立に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協議第43号

消防業務の取扱いについて

消防業務の取扱いについて提出する。

平成14年8月30日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

消防業務の取扱いについて

- 1 別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時までに宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。
- 2 消防水利施設及び消防通信施設等については、当面、現行どおりとする。ただし、防火水槽、消防緊急通信指令施設、無線中継局等通信施設及び消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 4 4 号

新市建設計画について

新市建設計画について提出する。

平成 1 4 年 8 月 3 0 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

新市建設計画について

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるところによるものとする。

平成 年 月 日確認

ただし、心身障害者（児）福祉金制度及び難病患者見舞金制度については、合併前に新居浜市の制度の見直しを行い、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

保健事業の実施については別子山の地域性を配慮しながら住民サービスの向上に努めるものとする。

四国電力への切り替えまたは民間会社への移管による水力発電の継続等について協議を行い、安定供給体制の確立に努めるものとする。